

第11章

ロシア

ロシアはWTO加盟交渉中の国でありWTO協定の適用を受けるものではないが、以下の措置は、加盟交渉中にWTO協定の基本的理念に逆行して導入されたものであり、現実には貿易歪曲効果を有する措置であることから、特にここで取り上げることとしたものである。

関税引上げ

自動車等の関税引き上げ措置

<措置の概要>

ロシア政府は2009年1月、自動車及びトラック等の関税を9ヶ月間引上げた。例えば、法人が自動車を輸入する場合、製造後5年未満の外国製自動車について、現行25%の関税が30%、35%あるいは排気量あたりの関税額となり、また、製造後5年以上の場合も排気量あたりの関税額が引き上げられるなどの措置が行われた。この措置は、10月から9ヶ月間延長された。

同年2月には、一部鉄鋼製品、一部農業機械についても9ヶ月間関税を引き上げ、一部鉄鋼製品については、12月から9ヶ月間延長された。また、11月には、外径426ミリメートル以下の耐腐食性パイプについて、3年間のセーフガードが課された。

さらに、液晶及びプラズマテレビについても、2009年5月から9ヶ月間関税引き上げを行っている。

上記の他、洗濯機、米、小麦、木材（輸出関税）なども関税が引き上げられた。

<国際ルール上の問題点>

前述のとおり、ロシアがWTOに未加盟であることから、国際貿易ルールに基づいた問題提起は難しい。他方、我が国、ロシアを含むG20各国は、「金融・世界経済に関する首脳会合」を、2008年11月米国ワシントンDCにおいて、2009年4月英国ロンドンにおいて開催した。その首脳宣言において「今後12か月の間に、我々は投資あるいは物品及びサービス貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、世界貿易機関（WTO）と整合的ではない輸出刺激策をとらない」ことに合意している。また、2009年9月の米国ピッツバーグにおける「金融・世界経済に関する首脳会合」でも、保護主義との闘いに結束することが確認されており、ロシアの関税引き上げ措置は、この合意に明らかに反するものであると同時に、ロシアが加盟を希望するWTOの精神にも反するものである。

<政府の動き>

2008年11月、ロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」が外国製自動車の輸入関税引き上げをロシア政府に勧告して以来、我が国は在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し数度にわたり関税引き上げ措置を行わないよう申し入れを行い、二階経済産業大臣（当時）からロシア経済発展大臣及び産業貿易大臣に対して関税引き上げ措置撤廃を申し入れる書簡を発出した。さらに、日露首脳会談の機会では、2009年2月の首脳会談にお

いて、麻生総理（当時）からメドベージェフ・ロシア大統領に対して、世界的な景気減速の中、保護主義の台頭に警戒しなければならないと述べ、ロシアが一部関税の引上げ措置をとっていることを念頭に懸念を表明した。また、5月のプーチン首相訪日における会談においても、麻生総理（当時）からプーチン首相へ、ロシアが金融・世界経済に関する首脳会合におけるコミットメントにもかかわらず、関税引上げ措置を繰り返し取っていることに言及し、保護主義を台頭させてはならず、危機克服に向けたロシアの協力を要請した。

11月のAPEC閣僚会合時に行われた直嶋経済産業大臣とナビウリナ経済発展大臣との会談においても、直嶋経済産業大臣からナビウリナ経済発展大臣に自動車等の関税引上げ措置を見直すよう申し入れた。

我が国は、これら関税引き上げ措置の撤回に向けて、今後もあらゆる機会を通じて引き続き適切な対応を行っていく必要がある。

セーフガード

大径管に対するセーフガード措置

<措置の概要>

ロシア経済発展貿易省は、ロシア鉄鋼業界の提訴を受け、2005年2月3日に大径管に関するセーフガード調査を開始した。提訴者は、今後ロシアが重大な損害を被るおそれがあるため、①暫定措置として関税引き上げ（20%）、最終措置として輸入数量制限（5年間）の措置を求めた。これに対し、我が国は公聴会に出席するとともに、調査当局との個別の協議や各種の閣僚会合等のあらゆる機会を捉え、ロシア連邦政府に対して当該セーフガード措置を発動することはロシア連邦法上問題であり、またWTO加盟を希望する国としてWTO協定にも整合的でない当該措置を講ずるべきではない旨、繰り返し申し入れてきた。

<国際ルール上の問題点>

セーフガードの発動要件は、①予見されなかった事情の発展、②輸入の急増、③国内産業の重大な損害又は損害のおそれ、④輸入急増と損害の因果関係であるが、ロシア側が2005年11月に公開した調査結果報告書の内容は、WTO協定に照らしてみても以下の問題があった。まず、調査対象期間中、ロシア鋼管メーカーの国内生産量・販売量、総輸出量の増加、生産設備稼働率の上昇、従業員数の増加が見られ、ロシア国内産業が重大な損害を被っている状態にあったことを窺わせる事情は認められない。また、大径管の輸入増加と重大な損害の因果関係について、客観的な証拠に基づいた立証が何らなされていない。更に、そもそも当該セーフガード措置の対象となっている日本製大径管は、製品の特性・最終用途・市場における評価等の面でロシア製大径管と直接競合関係にはない。これらの理由から、当該セーフガード措置を発動することは、WTOの規律の面からだけでなく、その経済合理性の面からも不適切である。

<最近の動き>

日本側から累次にわたり問題を指摘し、措置が不適切である旨申し入れてきたにもかかわらず、2006年7月21日、経済発展貿易省はロシア連邦政府に調査報告書案を上程し、2006年11月18日、ロシア連邦政府は大径管に対するセーフガード措置の決定を発表した。これにより、我が国等からロシア国内に輸入されている大径管については、2006年12月21日から3年間、特別関税8%が賦課されることとなった。なお、本措置発動時点において、ロシアはWTO加盟を果たしていないため、当該措置についてWTO紛争解決機関で争うことは不可能である。

ロシア連邦政府が2006年11月の本措置決定時に公表した政令において、措置発動後1年ごとに本措置の見直し調査を実施するとしたことに基づき、我が国は2007年12月21日に措置の撤回を求

める申し入れを行った。我が国の措置撤回の申し入れにかかわらず、当該措置はその後も継続し、2009年12月21日に期間満了を迎えたが、産業貿易省は2009年9月に開始した当該措置の延長に関する調査の結果として、本措置を3年間（2012年12月21日まで）延長すべきと提案した。これに対して、対外貿易及び関税政策における保護的措置に関する政府委員会において、現行の措置を1年間延長することが適当であるとの決定がなされた模様であるが、2010年3月現在、連邦政府による正式決定はいまだなされていない。我が国は当該措置の延長の防止や、延長された場合には撤回に向けて今後も引き続き適切な対応を検討していく必要がある。

輸出税を引き上げる措置

丸太輸出税引き上げ

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月7日、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げを発表した。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月1日にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月1日に25%に引き上げられた。さらに、2009年1月1日には80%に引き上げる予定とされていた。

なお、丸太の輸出税の引き上げと同時に、紙・パルプ等の木材製品の輸出税の引き下げ・撤廃措置も導入されたが、これら一連の措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を狙ったものである。

<国際ルール上の問題点>

WTOにロシアが未加盟であり、また、WTO協定上も輸出税に関する規定がないため、本措置に関して国際貿易ルールに基づいた問題提起は難

しい。

しかしながら、本措置が発表された時点において、①世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。

<最近の動き>

我が国をはじめEU（スウェーデン、フィンランド、バルト3国）等のロシア産丸太輸入国は、本措置を大変厳しく受け止め、我が国は、様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝えてきたところであるが、ロシア政府は国内木材加工産業の振興のためにやむを得ない措置であると主張してきた。このような中、ロシア政府は、（金融・経済危機といった世界的状況に配慮したとして）2008年12月24日付の決定で、丸太を含む一部品目について輸出税の引上げ措置の一年間の延期を行った。さらに、翌2009年12月23日付の決定で一年間の再延期を行い、ロシア産針葉樹丸太の輸出税率は25%に据え置かれた。なお、2011年1月1日に80%に引き上げられる計画となっている。